

秋田工業高等専門学校 レベル別対応方針表

1. 教育活動（授業，実習，研究指導等）

| レベル | 感染等の状況（判断基準等の例示） | 活動内容 |
|-----|--|--|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度期間中全て | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本校の新型コロナウイルス感染症ガイドラインに沿った対応を実施した上、授業・実験・実習・研究等を実施する。 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学級閉鎖レベル（同一の学級において複数の学生の感染が判明した場合） （新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（文部科学省，令和3年8月27日）） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本校の新型コロナウイルス感染症ガイドラインに沿った対応を実施した上、当該学級の授業は、原則、遠隔授業とする。 ・ 当該学級以外の授業・実験・実習・研究等は、安全な状況が確認できれば実施する。 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学年閉鎖レベル（複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合） （新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（文部科学省，令和3年8月27日）） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本校の新型コロナウイルス感染症ガイドラインに沿った対応を実施した上、当該学年の授業は、原則、遠隔授業とする。 ・ 当該学年以外の授業・実験・実習・研究等は、安全な状況が確認できれば実施する。 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校閉鎖レベル（複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合） （新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（文部科学省，令和3年8月27日）） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 登校の禁止。 ・ 授業・実験・実習・研究は、全て遠隔にて対応する。 |

秋田工業高等専門学校 レベル別対応方針表

2. クラブ活動

| レベル | 感染等の状況（判断基準等の例示） | 活動内容 |
|-----|---|--|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県感染警戒レベル1の場合または県教育委員会等からの要請 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策（各競技団体の指針等による）を実施した上、活動・練習時間の短縮を推奨する。 ・公式試合等では主催者の感染防止対策を厳守する。 <p>（レベル2～3においても同様）</p> |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県感染警戒レベル2～3の場合または県教育委員会等からの要請 | <ul style="list-style-type: none"> ・県外への練習試合や遠征及び、県外の学校等を招いての活動は原則禁止とする。 ・県外の大会への参加は自粛（やむを得ない場合、校長の許可及び保護者の同意を得た上で参加）する。 <p>（レベル3についても同様）</p> |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県感染警戒レベル4の場合または県教育委員会等からの要請 ・該当クラブの活動が原因で学生や教職員に感染者が発生した場合等 | <ul style="list-style-type: none"> ・17時以降の練習延長は原則禁止（やむを得ない場合、学生主事へ相談）とする。 ・学外との練習試合や合同練習、合宿を伴う練習は原則禁止する。 ・県外への大会の参加は原則禁止とする。やむを得ず参加した場合は学生と教職員へのPCR検査を推奨する。 ・該当クラブの活動中止。 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県感染警戒レベル5の場合または県教育委員会等からの要請 ・秋田県がまん延防止重点措置／緊急事態宣言の対象区域に指定された場合 ・休校措置等が生じた場合 ・クラブ活動が原因でクラスターが発生した場合等 | <ul style="list-style-type: none"> ・全てのクラブ活動を原則中止とする。 |

秋田工業高等専門学校 レベル別対応方針表

3. 寮運営

| レベル | 感染等の状況（判断基準等の例示） | 活動内容 |
|-----|--|--|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度期間中全て | <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策（1人部屋，寮食堂および風呂の分散利用等）を実施した上，寮運営を行う。 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> a) 本校周辺地域において急激に感染状況が悪化していると判断されるため，通学生は通学禁止，遠隔授業が実施される場合 b) 複数の寮生がPCR検査を実施する場合 | <ul style="list-style-type: none"> a) 感染防止対策を実施した上，居室または校内施設（情報処理センター等）において遠隔授業を受講，校外への外出禁止とする。 b) PCR検査の結果が確認されるまで，寮生は居室からの移動を必要最小限（トイレ等）とし，寮食堂で作ってもらった弁当での居室食事とする。 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・寮内でクラスターが発生する等，寮運営に当たって多大なリスクが想定される場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・寮閉鎖，寮生の一時帰省等の対応を行う。 |

秋田工業高等専門学校 レベル別対応方針表

4. 学校運営

| レベル | 感染等の状況（判断基準等の例示） | 活動内容 |
|-----|---|---|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度期間中すべて ・秋田県内で感染者が発生し、国や県や市から感染拡大防止および安全配慮を要請されている場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・本校の新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、学校で通常通りの勤務を行う。 ・限られた希望する職員の在宅勤務を許可し、在宅処理が可能な業務を実施する。 ・会議等は本校の新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、対面やTV会議にて行う。（可能ならばTV会議を推奨する） |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田市内に感染者が複数発生し、秋田県知事や秋田市長、教育委員会等から自宅待機その他の行動制限に関する要請があった場合 ・秋田県（秋田市）が、まん延防止重点地域等に指定された場合 ・県教育委員会等からの要請があった場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・本校の新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、可能な場合は在宅勤務を行い、在宅処理が可能な業務を実施する。 ・運営会議、リスク管理室会議等の本校の管理運営に係る審議を行う会議以外は、延期かTV会議で行う。（本校の管理運営に係る審議を行う会議もTV会議を推奨する） |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県（秋田市）に感染者が多数発生し、秋田県（秋田市）が緊急事態宣言の対象地域となり、秋田県知事から不要不急の外出自粛やその他の感染防止に必要な協力を強く要請された場合 ・県教育委員会等からの要請があった場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則、在宅勤務とし、最低限学校業務を維持するために必要な業務のみを学校で実施する。 ・運営会議、リスク管理室会議等の本校の管理運営に係る審議を行う会議も含め、会議は原則として延期、またはTV会議とする。なお、本校の管理運営に係る審議を行う会議については、真に止むを得ない場合のみ対面形式にて行うものとするが、人数を最小限とし、最短時間で実施する。 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田市において感染が爆発的に拡大するなど危機的状況で学校を閉鎖せざるを得ないと判断される場合 ・国、秋田県、秋田市からの要請があった場合 ・県教育委員会等からの要請があった場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則として教職員の入構を禁止する。校内の安全確保、施設維持管理業務のための必要最小限の教職員のみ入構を許可する。 ・運営会議、リスク管理室会議等の本校の管理運営に係る審議を行う会議も含めて会議は延期またはTV会議とする。（学校の会議室での対面による会議は行わない。） |

秋田工業高等専門学校 レベル別対応方針表

5. 出張・旅行

| レベル | 感染等の状況（判断基準等の例示） | 活動内容 |
|-----|---|--|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度期間中すべて ・秋田県内で感染者が発生し、国や県や市から感染拡大防止および安全配慮を要請されている場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の出張・旅行に注意する。 ・出張等に出かける場合には、本校の新型コロナウイルス感染症対策を遵守し、自らの感染および感染拡大防止に最大限注意を払う。 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田市内に感染者が複数発生し、秋田県知事や秋田市長から自宅待機その他の行動制限に関する要請があった場合 ・秋田県（秋田市）が、まん延防止重点措置対象地域等に指定された場合 ・県教育委員会等からの要請があった場合 ・出張・旅行先の都道府県等が独自に宣言等を発出している場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の出張・旅行を自粛する。 ・止むをえず出張等に出かける場合には、校長からの事前許可をもらう。また、出張、旅行時には本校の新型コロナウイルス感染症対策を遵守し、自らの感染および感染拡大防止に最大限注意を払い、最低限の期間とする。 ・出張や旅行終了後は自主待機を含む健康管理対応をとり、感染および感染拡大防止に努める。 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県（秋田市）に感染者が多数発生し、秋田県（秋田市）が緊急事態宣言の対象地域となり、秋田県知事から不要不急の外出自粛やその他の感染防止に必要な協力を強く要請された場合 ・県教育委員会等からの要請があった場合 ・出張・旅行先の都道府県等がまん延防止重点措置や緊急事態宣言の対象地域になっている場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の出張・旅行を原則延期する。特に県境を跨ぐ出張は延期する。 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田市において感染が爆発的に拡大するなど危機的状況で学校を閉鎖せざるを得ないと判断される場合。 ・国、秋田県、秋田市からの要請があった場合 ・県教育委員会等からの要請があった場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・学外者との接触が伴うすべての出張・移動（県内出張・移動も含む）について、原則禁止とする。 |

秋田工業高等専門学校 レベル別対応方針表

6-1. 学外者（受験生・業者を除く）の入構

| レベル | 感染等の状況（判断基準等の例示） | 活動内容 |
|-----|--|---|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度期間中すべて ・秋田県内で感染者が発生し、国や県や市から感染拡大防止および安全配慮を要請されている場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者に対しても、本校の新型コロナウイルス感染症対策を理解していただき、ご協力をいただいた上で短時間での対面とする。 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田市内に感染者が複数発生し、秋田県知事や秋田市長、教育委員会等から自宅待機その他の行動制限に関する要請があった場合 ・秋田県（秋田市）が、まん延防止重点地域等に指定された場合 ・県教育委員会等からの要請があった場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・来訪希望者に対しては、可能ならTV会議での打ち合わせをお願いする。また、来訪者には本校の新型コロナウイルス感染症対策を理解していただき、ご協力をいただいた上で、少人数で最短時間の対面とする。 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県（秋田市）に感染者が多数発生し、秋田県（秋田市）が緊急事態宣言の対象地域となり、秋田県知事から不要不急の外出自粛やその他の感染防止に必要な協力を強く要請された場合 ・県教育委員会等からの要請があった場合 ・感染状況が芳しくない地域からの来訪者が含まれる場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止や緊急事態宣言の対象地域など、感染状況が芳しくない地域からの来訪者が含まれる場合、入構の自粛を要請する。 ・本校の活動に必要な学外者は、本校の新型コロナウイルス感染症対策を実施した上で、入構する建物等を限定するなどの更なる感染防止対策を実施した上で入構を許可する。 ・施設の貸出等を自粛または禁止する。 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田市において感染が爆発的に拡大するなど危機的状況で学校を閉鎖せざるを得ずと判断される場合。 ・国、秋田県、秋田市からの要請があった場合 ・県教育委員会等からの要請があった場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・すべての学外者の入構を禁止し、対面对応を不可とする。（対応が必要な場合はメールやTV会議での対応とする） |

秋田工業高等専門学校 レベル別対応方針表

6-2. 学外者（業者関係）の入構

| レベル | 感染等の状況（判断基準等の例示） | 活動内容 |
|-----|---|--|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度期間中全て ・国内で、緊急事態宣言の発令及びまん延防止等重点措置の実施区域がない場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・本校の新型コロナウイルス感染症対応マニュアルに沿った対策を実施したうえ、入構を許可する。ただし、滞在時間を必要最小限とするよう留意する。（レベル2～3においても同様） |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・国内で、緊急事態宣言の発令及びまん延防止等重点措置の実施区域がある場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・左記に定める地域から来校する業者について、入構自粛を要請する。 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国的に感染がまん延していると判断される場合等 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県外から来校するすべての業者について、入構自粛を要請する。 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県において、緊急事態宣言が発令、または、まん延防止等重点措置が適用された場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県内外問わず、来校するすべての業者について、入構自粛を要請する。 |